

金子 熊夫

かねこ・くまお二外交評論家、エネルギー戦略研究会会長、IEEE会議代表。元外交官、初代外務省原子力課長、元東海大学教授。ハーバード法科大学院卒。79歳。kaneko@eeecom.org



現行の日米

原子力協力協定は2018年7月に30年間の有効期間の満期を迎えるが、日米い

ずれかから特別の提案がなければ、現行協定がそのまま自動延長となる仕組みになっている(16条)。これは、現行の日米安全保障条約(1960年発効)とほぼ同じ形式で、同条約は当初10年の有効期間であったが、70年以後自動延長を重ね、今日も引き続き日米同盟関係の基盤として立派に機能している。将来も日米外交関係が基本的に良好である限り、米国の政権が代わろうとも、日米原子力協定関係が大きく揺らぐことはないと考えてよい。

そもそも日本の核燃料サイクル活動(再処理、濃縮、プルトニウム

時評

2016.6.15

ウエーブ

(ム利用)は、筆者らの現役時代、すなわち77年、東海再処理施設の運転問題をめぐるカーター米政権との厳しい外交交渉と、それに続く「国際核燃料サイクル評価」(INFCE 77-80年)における日本などの懸命の努力の結果、辛うじて獲得した権利であり、その後さらに10年近くに及ぶ協定締結交渉を経て「長期包括的事前同

はあるものの、国の核燃料サイクル政策が基本的に不変である限り(これは14年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画に明記されている)、この協定上の権利は断固堅持すべきである。一度手放したら二度と取り戻せないだろう。ただ、米国議会内には昔から、確信的な核不拡散論者が相当数おり、日米の反核・反原発・反再処

本年3月半ばには核不拡散問題担当の国務次官補が上院の外交委員会で、日本の核燃料サイクル政策について懐疑的な発言を行ったとの報道もあった。この報道は、結局、反原発色の強い某通信社の「誤報」であったことが判明した(このことは岸田外相や菅官房長官も国会や記者会見で発言している)。だが、このような「ために

力機関による核査察・保障措置(追加議定書に基づく)を徹底的に受け入れ、かつ非核化を公式に宣言すべきだ。「分離プルトニウム」の透明性についても同じだ。これらの問題点については、過去の拙稿や前回の本欄「トランプ氏の日本核武装論」(5月2日)でも詳述した通りだ。

日米原子力協定の「2018年問題」

意」という形で確定された協定上の権利である。これは一部ユーラトム加盟国を除けば、非核兵器国としては唯一日本にだけ認められた貴重な権利である。

従って、たまたま現時点で六ヶ所再処理工場が操業に至っていないとか、「もんじゅ」が再起動していないとか、プルスールが中断しているという不本意な状況で

する報道」は今後も繰り返されるだろうから注意が必要だ。日本の核燃料サイクル政策に批判的な米国の専門家などは、「韓国等が日本と同様の権利を認めてくれと米国に要求してくるので困るからだ」と言うが、それは明らかに筋違いである。もし他の国が日本のように再処理、濃縮をした

いのなら、日本と同様に国際原子力機関による核査察・保障措置(追加議定書に基づく)を徹底的に受け入れ、かつ非核化を公式に宣言すべきだ。「分離プルトニウム」の透明性についても同じだ。これらの問題点については、過去の拙稿や前回の本欄「トランプ氏の日本核武装論」(5月2日)でも詳述した通りだ。